



まちとみんなのつながり、未来を育てる。

第5次

鈴鹿市 地域福祉 活動計画

SUZUKA CITY COMMUNITY WELFARE PLAN

令和6年度～令和9年度



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

INDEX 目次



01	はじめに	p 3
02	計画策定の背景と目的	p 4
03	計画の体系	p 5
04	計画の位置づけ	p 5
05	計画期間	p 6
06	計画の推進方法	p 6
07	基本目標	p 7
基本目標 1	地域の福祉課題に対するアプローチ、多様な情報の発信	p 7
基本目標 2	地域福祉活動参加機会の創出	p 9
基本目標 3	地域と住民のつながりの維持と新しいつながりの創出	p 11
基本目標 4	地域の支えあい機関のネットワークづくり	p 14

第5次

鈴鹿市地域福祉活動
計画策定にあたって鈴鹿市の皆様へ
ごあいさつ

鈴鹿市社会福祉協議会では4年単位で地域福祉活動計画を策定しています。第5次は、令和6年度から9年度の4年間が対象となります。本活動計画は鈴鹿市が策定する「第3期鈴鹿市地域福祉計画」と深く連携し、皆様の快適な地域生活の実現にむけて、4年間の理念や目標そして具体的な取組内容について明らかにしたものであります。

“**「すべての人がつながり、支え合う、安心して暮らせるまち」の実現**”を基本理念として掲げ、その下に基本的な目標として「地域の福祉課題に対するアプローチ、多様な情報の発信」など計4つの目標を設定しました。第4次の計画での内容を精査しつつ、クリアできたところ、未達成であった箇所を詳らかにするとともに、昨今の福祉ニーズ等も勘案し委員会を開催し、協議を重ね策定に至っています。

鈴鹿市社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉の推進に努力するとともに、計画的、そして継続的な事業の活動を展開しています。令和6年1月1日には能登半島を中心とした地域を大災害が襲いました。今こそ地域内のネットワーク化を図り、地域福祉実践の取組を強化していかなければならない時機が到来しているのではないのでしょうか。

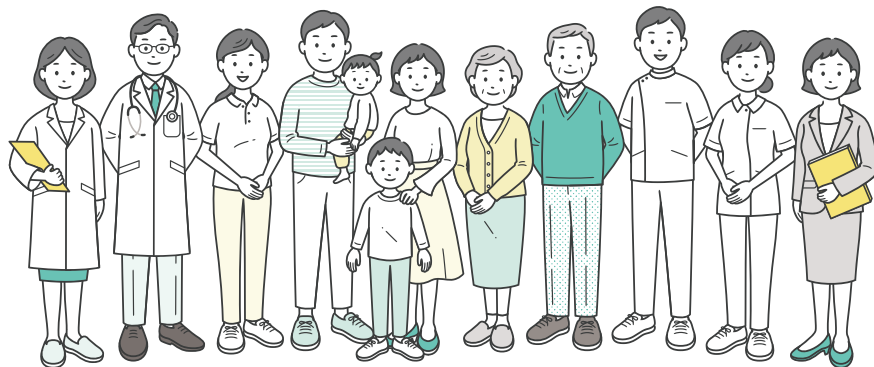
第5次鈴鹿市地域福祉活動計画 策定委員長

藤原 芳朗

(鈴鹿医療科学大学 医療福祉学科長)



For a safe and secure town



私たちが生活する地域では、少子高齢化の急速な進行、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯あるいは共働き世帯等の増加などにより家族構造が大きく変化し、地域社会の構造も変化しつつあります。地域の交流や人と人とのコミュニケーションが希薄化する中、日々の困りごとや不安なことに対して誰にも相談することができずに社会的な孤立や生活困窮といった問題を生み、一つの支援機関だけでは解決できなくなることが増えています。

これらの問題に対し、地域住民や地域の多様な主体が我が事として、互いに協力しながら取り組むことが必要であり、地域共生社会の実現に向けて活動することが求められています。また地域福祉の推進や福祉課題の解決に向けて、福祉（高齢・障がい・生活困窮・子どもなど）、保健医療、住まい、就労、教育、孤立など属性を問わない重層的なセーフティネットの構築が求められています。

このような背景を踏まえ、地域住民をはじめ、NPO、学校、事業者、行政など多様なまちづくりの主体が地域の課題を共有し、それぞれの特性を活かしながら、どのように準備・活動するのかを計画化したものが「鈴鹿市地域福祉活動計画」です。

本市では、平成17年度に第1次計画を策定し、これまで第4次計画まで策定をしており、時代の変化に合わせて計画内容を随時見直ししながら、地域福祉を推進する取組を展開してきました。

第4次計画が令和5年度で終了することから、基本的な考え方を継承し、これまでの取組の成果を継続する一方、鈴鹿市の地域福祉を取り巻く新たな課題に対応するための計画として、「第5次鈴鹿市地域福祉活動計画」を策定し、課題解決にあたっていきます。



基本理念	基本目標	取組内容
「すべての人がつながり、支えあう、安心して暮らせるまち」の実現	基本目標 1 地域の福祉課題に対するアプローチ、多様な情報の発信	計画 1-1 福祉課題の早期発見、早期支援 計画 1-2 地域資源と情報の見える化
	基本目標 2 地域福祉活動参加機会の創出	計画 2-1 地域福祉活動参加へのきっかけづくり
	基本目標 3 地域と住民のつながりの維持と新しいつながりの創出	計画 3-1 地域課題を住民主体で解決できる地域力の向上 計画 3-2 地域の支えあい・見守りの仕組みづくり
	基本目標 4 地域の支えあい機関のネットワークづくり	計画 4-1 多様な主体による重層的な支援体制づくり

本計画は、社会福祉法第109条に基づき設置・活動を行っている社会福祉協議会が中心となり、地域住民および関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。本計画は、鈴鹿市が策定する「第3期鈴鹿市地域福祉計画」と連携を図り、計画の基本理念を共有しながら、地域住民・関係機関・行政等が協働して地域福祉を推進し、「地域共生社会」の実現をめざします。

05 | 計画期間

SCHEDULE

本計画は、第3期鈴鹿市地域福祉計画との整合性を図るよう、2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間を計画期間とします。

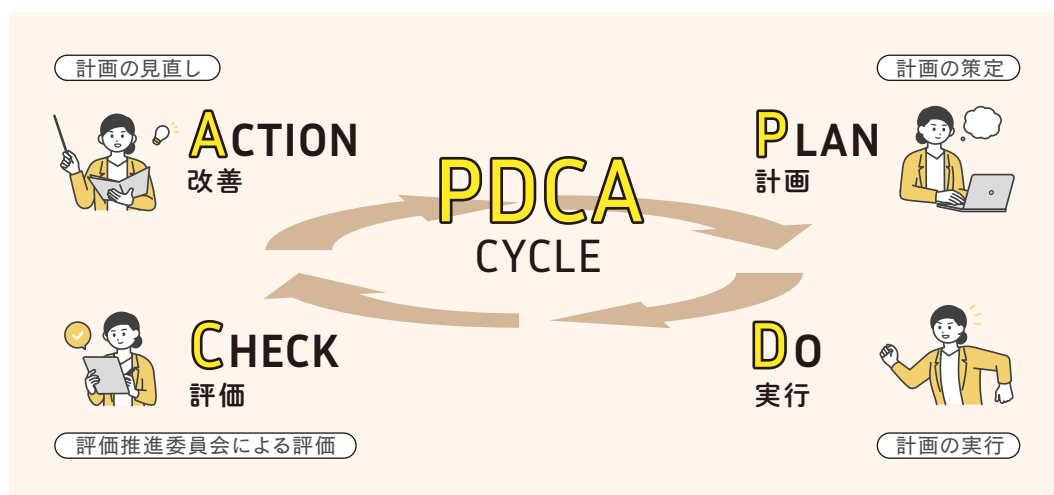
関係計画の期間								
実施年度	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年
鈴鹿市 総合計画2031	総合計画2031 2024年～2031年							
鈴鹿市 地域福祉計画	第3期計画 2024年～2031年							
鈴鹿市 地域福祉活動計画	第5次計画 2024年～2027年				第6次計画 2028年～2031年			

06 | 計画の推進方法

WAY TO PROCEED

計画の推進にあたっては、社会福祉協議会において、学識経験者や地域福祉関係者などで構成される「評価推進委員会」を組織し、「PDCAサイクル」の考え方に基づき、各計画や事業を展開するとともに評価推進委員会での意見を基に評価や見直しを行います。

また市民、団体、事業者等の取組については、鈴鹿市が策定する「第3期鈴鹿市地域福祉計画」と連携し、「民」の主体的な取組を促進・支援しながら、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。



地域の福祉課題に対する アプローチ、多様な情報の発信



目的

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、福祉課題が複雑化・複合化している中で、支援を求める人へ相談窓口の明示化や、窓口以外で支援につながる方策などを考え、積極的に実施することで福祉課題の早期発見・早期支援につなげていきます。

また、地域で新しく生まれる社会資源などを必要とする人へ届けられる仕組みづくりを行い、地域の課題を住民と互いに共有することで、関係機関との連携強化をめざします。

計画1-1

福祉課題の早期発見、早期支援

地域の声

- 困りごとや不安なことがあっても、誰に相談していいかわからない。
- 地域で把握されている問題でも、支援につながらず放置されたままになっている。
- 地域と行政や関係機関等との連携が不可欠であると思う。
- 地域全体で見守りや関わりができるような仕組みがあるといい。
- 声に出すことに抵抗を感じる問題に対して、暖かい心で受け入れてもらえるような社会であってほしい。

施策の方向

- 困りごとが相談できる窓口を、地域住民や関係機関にわかりやすく周知します。
- アウトリーチ(*)を通して地域の居場所と支援する側との連携を強化します。
- 地域づくり協議会などの地域関係者と関係機関がつながり、福祉課題を互いに共有する場をつくります。

*アウトリーチ…支援が必要であるにもかかわらず自発的に申出をしない人、あるいは届いていない人に対し、行政や関係機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けること。



福祉課題の早期発見のため、アウトリーチによる訪問支援等の実施

具体的な取組

『福祉の相談窓口の周知啓発を行います』

困りごとが相談できる場所と窓口や機関について、専門機関だけではなく地域住民にもわかるよう紙媒体やSNS等様々な方法で周知します。また、地域住民からの様々な相談をワンストップで受け止めます。

『自らSOSを出せない人たちに対して、アウトリーチを通して支援の入り口をつくります』

地域の居場所(子ども食堂、ふれあいいきいきサロン等)への関わりの中で、既存の居場所と関係機関の連携を強化し、予防的な関わりや生活課題等の早期発見をめざします。

地域の福祉課題を住民と支援機関が共有する仕組みづくり

具体的な取組

『地域づくり協議会や民生委員児童委員等の地域関係者と支援機関が
つながることができる場をつくります』

地域にある既存の取組や支えあい活動を活かし、新たな社会資源の開発および関係機関とのネットワーク体制を整備します。

『地域の困りごとを共有する場をつくります』

生活圏域ごとに福祉課題を共有するための会議等を開催します。



計画1-2 地域資源と情報の見える化

地域の声

- ◎ 社会資源や相談窓口が一目でわかるようなものがほしい。
- ◎ インターネットを活用できない方にも情報が行き届くように配慮してほしい。
- ◎ わかりやすく情報を入手しやすいように、YouTubeやQRコード等を取り入れてほしい。

施策の方向

- ◎ 若年層からお年寄り、障がいのある方など全ての人に対し、欲しい情報がわかりやすく、すぐにアクセスできるような仕組みをつくります。
- ◎ ホームページやSNSなどの情報ツールを活用し、必要な情報の周知啓発を行います。

地域資源が必要な時に必要な人へ確実に情報が いきわたる仕組みづくり

具体的な取組

『地域資源を見える化します』

既存の社会資源の整理を行います。

地域住民による支えあい活動やふれあいいきいきサロン等の情報を、活用しやすいようにマップ化・データ化します。

ホームページ等の情報ツールを活用し、必要とされる方に地域資源（支えあい活動・サロン）の情報を取りまとめ、周知啓発を行います。



地域福祉活動参加機会の創出

目的

少子高齢化や人口減少が進む中、地域での取組やボランティア活動等を支える人の確保は大きな課題となっており、福祉の分野に限らず社会全体で育成する仕組みやきっかけが求められています。また、活動を行う人たちが気軽に集い、情報共有や意見交換等ができる場所も必要とされています。



これらの課題解決に向けて、現状の取組を維持しながら、多様なライフスタイルや若い世代の感性にあわせた新たな地域福祉活動への参加の機会の創出や、情報の発信を推進します。

計画2-1 地域福祉活動参加へのきっかけづくり

地域の声

- 地域での取組を、主体的に進めることができる人が少ない。
- 何かをしてあげるのではなく、きっかけをつくってあげることが大事だと思う。
- 地域行事等に若い世代の人たちの参加が少なく、関心も薄い。
- 幼少期から福祉体験や学習の場を持つことで、福祉に対する理解と思いやりの心が育つと思う。

施策の方向

- ボランティア活動や地域福祉活動への関心につながるような機会を幅広く展開します。
- 時代の変化に柔軟に対応し、多様なニーズやツールにあわせた情報発信に努めます。
- 実際に取組や活動をされている方々の情報共有の場や困りごとを抱えた当事者間で交流できるような居場所づくりを行います。

住民の地域福祉活動参加を推進する担い手、リーダーの育成

具体的な取組

〔地域福祉活動やボランティア活動を推進する担い手を育成する講座を開催します〕

ボランティア養成講座を開催します。

集いの場を運営する人を養成する講座を開催します。

福祉体験学習の機会を提供します。

広く地域活動や生活課題、社会貢献活動に関わるテーマでシリーズ化した講座を開催し、福祉や地域に興味関心を持っていただける入口を設けます。

多様なライフスタイルにあわせた誰もが参加できる機会の創出

具体的な取組

『いつでもどこでも誰でも学べる福祉の場づくりを行います』

オンラインでの動画配信や会議を開催し、より参加しやすい環境を整備します。



福祉活動の参加につながる情報発信

具体的な取組

『幅広い世代が福祉活動に関心を持てるよう、効果的な広報活動を行います』

紙媒体の広報紙だけではなく、ラジオやSNS等を活用し、地域の活動の様子を届けます。



地域福祉活動推進のための活動拠点の整備

具体的な取組

『福祉の担い手が気軽に集える拠点づくりを行います』

地域福祉活動団体やボランティア、住民間の多様な支援・活躍・交流・学びの場を創出します。

『当事者のための居場所づくりを行います』

当事者が安心して参加できる場所を、福祉の担い手や地域の企業等と協働しながら増やしていけるよう提案します。



地域と住民のつながりの維持と新しいつながりの創出



目的

地域とのつながりが希薄化する中で、生活のしづらさを感じる方や複合課題を抱える世帯が増加してきています。そのため、地域住民が福祉に関心を持ち、互いに協力しながら誰もが住み慣れた地域で生活を続けていくための仕組みづくりを推進します。

計画3-1 地域課題を住民主体で解決できる地域力の向上

地域の声

- 助けあいの活動はこれからの地域社会には必ず必要である。
- これから助けあい活動が進んでいくと鈴鹿の未来は安心だと思う。
- 地域での支えあい活動を継続していくための仕組みや人が必要である。
- 福祉施設や企業等と協働して、地域の取組を進めていきたい。

施策の方向

- 互いに協力しあえる地域力向上のための仕組みづくりを推進します。

住民同士の支えあい活動の支援とネットワークづくり

具体的な取組

『地域の支えあい活動を支援します』

地域づくり協議会等が行う地域の支えあい活動の立ち上げ支援を行います。

地域づくり協議会等を通じた地域住民の交流の場を設けます。

『住民同士の支えあい・助けあい活動を実施する地域間のネットワークを構築します』

情報共有を目的とした、地域づくり協議会関係部会による連絡会等を開催します。

計画3-2 地域の支えあい・見守りの仕組みづくり

地域の声

- 高齢者等の行方不明者が出た時の対応がわからない。
- 当事者同士で悩みや困りごとを話しあえるような交流の場がほしい。
- 当事者だけでなく、家族や支援者をフォローできる体制も必要だと思う。

地域の声

- ◎ 障がい者や外国にルーツがある人、社会から孤立している人たちのことも忘れず考えてほしい。
- ◎ 物的支援もありたいが、何より人とのつながりが温かく感じる。
- ◎ 若い世代の人たちに地域での取組に興味を持ってもらう方法として、子どもへの関わりや有償の考えが効果的であると思う。

施策の方向

- ◎ 地域ごとの福祉課題に対応するための仕組みづくりを推進します。
- ◎ 複雑・多様化する課題に対応するための仕組みづくりを推進します。

地域における行方不明者への対応・マニュアル化

具体的な取組

『地域関係者が中心となり、行方不明者捜索の仕組みをつくります』

行方不明者の対応マニュアルの作成や捜索模擬訓練の実施・サポートを行います。

行方不明高齢者等のための安心ネットワーク事業を推進します。

生活のしづらさを感じる方を地域で支える仕組みづくり

具体的な取組

『支援につながりにくい人の生活支援を行います』

ひきこもりや長年のブランクにより社会とのつながりに不安がある方や、コミュニケーションや対人関係に不安のある人、外国にルーツがある方等で、生活のしづらさを感じる人に対し、関係機関と連携し支援します。

災害時における住民同士の支えあいの仕組みづくり

具体的な取組

『災害ボランティアセンターと地域との連携を図ります』

災害ボランティアセンター設置運営訓練等を実施します。

『住民同士の支えあい・助けあい活動を実施する
地域間のネットワークを構築します』

災害ボランティアコーディネーターを養成し、地域での防災活動や防災に対する普及啓発活動などの取組支援を行います。



子どもや若者が地域とつながる仕組みづくり

具体的な取組

『すべての子どもの権利が保障され、健やかに成長することができる』
『地域づくりを意識し、子どもの居場所づくりの活動を推進します』

子ども食堂ネットワークと連携し、地域とつながる仕組みをつくります。

『ヤングケアラー(*)についての周知啓発を行います』

教育機関を含む関係機関と連携し、ヤングケアラーの問題について周知啓発し、適切な支援につなげます。

*ヤングケアラー・・・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



『子どもや若者が地域福祉に携わるきっかけづくりを行います』

障がいのある方や判断能力が低下された方が地域で安心して生活するための権利擁護の仕組みづくり

具体的な取組

『成年後見制度の周知啓発を行います』

市民向けの成年後見講座や専門職向けの基礎から学べる権利擁護講座等、対象者別に広く周知啓発する機会を設けます。

地域で開催されているサロン等に出向き、制度の理解や権利擁護の大切さを伝えます。



『市民後見人の養成や親族後見人の活動支援を推進します』

専門職後見人が限られる状況の中、市民後見人の育成につながる取組の検討や親族後見人として活動されている方の後見事務等のサポートを行います。

『身寄りのない方の身元保証や金銭管理等の課題解決に向けた仕組みをつくります』

身寄りのない高齢者や障がい者の方等の入院や入所などの対応について関係機関と共に検討を行います。

地域の支えあい機関のネットワークづくり

目的

地域住民や地域で抱える課題は複雑であり、課題解決のためには支援機関同士の連携が必要です。そのため、各支援機関が横断的な対応ができるよう意識するとともに、地域住民や団体が支援機関とつながりあえる体制を整え、気づきに対し早期に関わりを持ち、地域の中で安心して生活を送ることができるように、世代や属性、「支える側」、「支えられる側」を超えた仕組みをめざします。



計画4-1 多様な主体による重層的な支援体制づくり

地域の声

- 高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども等、多種多様な課題を抱えているケースが増えている。
- 複雑・多様化する福祉課題に対して、関係者・団体等の情報共有や連携が必要であり、調整役を担う人も必要である。
- 支援する専門機関や相談機関につながっても、地域とのつながりを維持することが必要だと思う。
- しっかりと相談を受けてもらえ、誰にでもわかりやすい窓口がほしい。
- 福祉の問題だけではなく、法律的な問題など幅広く相談・支援できる体制を望む。
- 刑務所や少年院を出た人の支援の役割分担がはっきりしていない。
- 制度や仕組みだけではなく、困難な状況になっても受け入れてもらえる社会であってほしい。

施策の方向

- どこに相談すればいいか悩まなくてもいいように、まずはその方にとって身近な相談窓口が断らずに相談を受けとめます。
- 複雑化・複合化した課題に対応できるように地域住民、民間団体と支援機関がつながりあえる仕組みをつくります。
- 一つの支援機関だけが抱え込まないように、支援機関同士がつながり、支援者自身も孤立しない体制をつくります。
- 包括的な支援体制の構築をめざした多機関協働事業を実施します。

福祉の総合相談に対応できる体制整備

具体的な取組

『重層的支援体制整備事業(*)を推進します』

多機関協働事業者による支援機関のネットワークを構築します。

複雑化・複合化した課題を抱える方への支援について協議する場を設けます。

重層的支援体制整備事業を地域住民、民間団体、支援機関に周知する機会をつくります。

〔行政・地域づくり協議会・関係機関等の連携を強化します〕

地域づくり協議会の地域計画に沿った新たな福祉課題に対して支援します。

鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議を通じて、法律・医療・福祉・行政の連携を強化します。

*重層的支援体制整備事業・・・各市町村において実施している既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

再犯防止に向けた取組の推進

具体的な取組

〔再犯防止に関わる機関と連携し、必要な人に適切な福祉サービスや支援がつながるよう取り組みます〕

再犯防止に関わる機関に、地域福祉に関わる支援体制・サービスについて情報提供をします。

支援専門機関から相談があった場合、地域の福祉機関（地域包括支援センター・障がい者総合相談支援センターあい・保護司会等）と連携し、適切な生活支援と保健・医療・福祉サービスが提供されるよう支援します。

〔保護司会と連携し、犯罪をした人や非行少年たちが地域社会とつながる活動を推進します〕

保護観察中の人たちが、公共の場所や福祉施設等で行う地域貢献活動を推進し、社会で役に立ったという経験や規範意識と共に、地域社会とのつながりや人との関わりの機会を得られるようにします。



計画策定資料

以下の内容を本会ホームページに記載しております。QRコードを読み取っていただくか、下記のURLからアクセスいただくと、PDF形式のファイルでご確認いただけます。

1 アンケート調査

本計画を作成するにあたり、鈴鹿市社会福祉協議会が開催した講演会や研修会等において実施したアンケート調査よりいただいた意見や、本会の会議・事業を通して地域住民の方々から聞き取りをした意見を取りまとめ、「地域の声」として計画に反映しています。

2 計画の策定経過と策定体制（委員名簿等）

QRコード及びURLから
アクセスしていただけます。
suzuka-shakyo.or.jp/chiiki/plan.php

ダウンロードはこちらから →



第5次 鈴鹿市地域福祉活動計画

編集・発行

令和6年(2024年)4月 社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸地子町383-1 鈴鹿市社会福祉センター内

TEL.059-382-5971

FAX.059-382-7330



instagram



web

<https://www.suzuka-shakyo.or.jp/>



この計画書は、赤い羽根共同募金の配分金を活用し発行しています。